

プレス ごうさんまる PRESS 530

KAWAGUCHI CITY NEWS

2004.10.1. Vol.54

彩の国まごころ国体

スポーツマンシップに
のっとりごみを
分別してね

一般ごみ

びん

かん

ペットボトル

特集

10月は3R推進月間です!

私達が使っている家庭ごみステーションは私達の手できれいに!

第5回全市一斉クリーンタウン作戦

川口市クリーン推進員さんが頑張っています!

●INFORMATION ●530ニュース ●ごみまるくらぶ



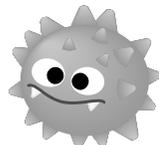
きらり川口エコ・シティ

スリーアール 10月は3R推進月間です!

10月はリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを普及啓発するための月間です。「3R推進月間」は1991年に制定された※「再生資源利用促進法」が10月に施行されたことから、毎年10月を「リサイクル推進月間」としてスタートしました。しかし、リサイクルだけでなくリデュースやリユースも重要であることから、2002年度に「3R推進月間」に名称変更されております。

リデュース (Reduce: 発生抑制)

……最も大切なR。ごみを減らすために包装のない商品を選び、本当に必要なものだけを購入し、ものを無駄なく使いましょう。



リユース (Reuse: 再使用)

……次に大切なR。ものは使えなくなるまで使う。簡単に直せるものは修理して使う、自分で使わなくなったものはフリーマーケット・リサイクルショップを利用するなどして、できる限りごみになるのを防ぎましょう。



リサイクル (Recycle: 再生利用)

……最後のR。活かせば資源。リサイクルするにはきちんとごみが分別されている必要があります。ごみを出すときは正しい分別に従って排出しましょう。

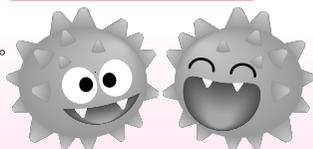
※もう1つのR……

リフューズ (Refuse: 拒否)

……不要なものは断る、ごみになるものは買わない、家に持ち込まない。

3Rに先立ちこのリフューズのRを加え4Rという考え方もあります。

これらのRを実践して資源循環型社会を目指しましょう。



●川口市リサイクルプラザでは、4階展示ホールに3Rの常設展示を行なっております。

また、「3R推進月間」に合わせて、イベントを実施する予定です。イベントの詳細については「広報かわぐち」10月号の「リサイクルプラザからのお知らせ」をご覧ください。

※再生資源利用促進法……「再生資源の利用の促進に関する法律」の略称。従来のリサイクル対策の抜本的強化とリデュース・リユース対策の本格的導入の必要性から、現在は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に改正されています。

私達が使っている家庭ごみステーションは私達の手できれいだ!

「ごみはステーションに出してしまえばおしまい」と考える人がいるようです。ステーションは近隣の人達みんなでするものです。自分だけよければ構わないというのでは、他の方々が大変不愉快になります。市民のみなさん全員が気持ちよく使えるよう今後もステーションのマナーを守っていきましょう。

※マナーの基本は、相手の気持ちになることです!



第5回 全市一斉クリーントウン作戦

～清掃活動にご協力をお願いいたします～

本市では、平成12年4月1日に「ポイ捨て禁止条例（川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例）」を施行し、ポイ捨てをしない、させない街づくりを推進しています。この目的を達成するため、市民のみなさんと協力して清掃活動を実施します。ポイ捨てしづらい環境づくり、散乱ごみのない美しい街づくりに向けてぜひご協力をお願いします。

●日 時…平成16年10月31日（日）
午前9時～10時
雨天決行

- 実施内容…みなさんの家から集積所までの清掃活動
- ごみを出す所…各集積所（町会あてに配布する案内チラシでご確認ください）
- 集めるごみ…道路や公園にポイ捨てされた、びん・かん・金属類・紙くすなど
- 集めないごみ…粗大ごみ・家庭内のごみ・民地内のごみ
- 分別の方法…一般ごみ・びん・かん・金属類
- その他…びん・かん等は各集積所に配布したごみ袋に分別してください。
※不法投棄による粗大ごみについては、後日廃棄物対策課に連絡してください。
※清掃活動中の事故・けが等には十分ご注意ください。

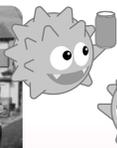
みんな
参加してネ!



問い合わせ 廃棄物対策課 まち美化係 228-5370

川口市クリーン推進員さんが頑張っています!

在家町会では、早朝午前7時30分頃から川口市クリーン推進員のみなさんが、町会のみなさんにごみの出し方のルールを守っていただくよう、ステーションにおいてごみの分別方法や出し方の協力を呼びかけしています。



川口市クリーン推進員は、ごみの減量化や資源化等を推進するため、行政と市民をつなぐ地域のリーダーとして町会・自治会の会長からの推薦により、市から委嘱されています。

主な活動は、廃棄物の分別及び排出指導、ステーションでの排出調査、集団資源回収への協力、不法投棄に関する連絡等です。

現在、市内には517名（平成16年7月1日現在）の川口市クリーン推進員のみなさんが各町会・自治会等で活動しています。市では、その活動の助成として月2,000円をお支払いしています。

問い合わせ 廃棄物対策課 指導係 228-5370

事業所のごみは 家庭ごみステーション（集積所）には出せません。

市で処理を行っている廃棄物には家庭系廃棄物と事業系一般廃棄物とがあります。

事業系一般廃棄物はその種類・量に関わらず、一切家庭ごみのステーションに排出することはできません。ところが、事業所のなかには家庭ごみステーションに事業系ごみを出しているという苦情が市に寄せられています。事業所とは、デパート・スーパー・飲食店・八百屋・魚屋・事務所・工場等営利を目的として事業を営む方、個人の小さな店舗や営利を目的としない学校、市役所等の公共機関なども含まれます。

事業系一般廃棄物につきましては、次のルールに従って処理を行ってください。

- ①事業者自身が適正に処理する。
- ②戸塚・朝日各環境センターに自己搬入する。
（事業系一般廃棄物 150円/10kgの処理手数料がかかります）
- ③川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託処理する。

問い合わせ 廃棄物対策課 指導係 228-5370



※川口市一般廃棄物収集運搬業許可業者につきましては、川口市のホームページに掲載しております。
(<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/index-true.html>) その他詳しいことは廃棄物対策課指導係にお問い合わせください。

野外で物を燃やすのは禁止!!

「埼玉県生活環境保全条例」によって、庭に穴を掘って燃やすことや石油缶・ドラム缶などを使っているものを燃やすことは、野外焼却として禁止されています。

家庭のごみは、決められた収集日に出してください。また、剪定枝は40cm以下に切ってひもで束ねて出してください。（袋に入れない）

なお、度重なる野外焼却等の禁止に違反した場合には、**罰則の対象**となります。

問い合わせ 環境保全課 228-5389



ダイオキシン類濃度の測定の公表

ダイオキシン類対策特別措置法は、廃棄物焼却炉などの特定施設の設置者に対して、年1回以上、排出ガス、排水、ばいじん、燃え殻のダイオキシン類濃度を測定し、報告することを義務づけております。

これに基づいて、平成15年1月15日から平成16年1月14日（新設は平成16年3月31日まで）の間の測定結果を公表しました。公表の内容は、市役所情報コーナーまたは環境保全課で閲覧できるほか、川口市ホームページ（<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/index-true.html>）→環境部 環境保全課）でも閲覧できます。

問い合わせ 環境保全課 228-5389



INFORMATION

川口市生ごみ処理容器等登録販売店が追加されました

川口市では、家庭から出される生ごみの減量化を目的に「生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度」を実施しています。身近でできる賢いごみ減量の一助として、ぜひご利用ください。

また、現在公共施設の窓口等で、この制度を利用できる登録販売店の一覧を掲載したパンフレットを配布していますが、次の店舗が新たに追加となりました。

販売店	所在地	電話
エッサン川口店	大字芝7229	269-1444
Cafe KuLaLa	西川03-34-1-04に志町公園	252-6492
空間工房 SAKAI	青木1-7-6	258-2441
島忠ホームセンター川口朝日店	朝日4-3-14	224-3456
島忠ホームセンター川口本店	柳崎1-16-1	268-7581
センチュリー21 アクトデザイン	戸塚2-27-1	299-0021
東京ガス エネスタ川口	栄町2-3-12	257-1126

なお、この制度を利用するのに必要な「申請書」とその「記入例」はインターネットからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

川口市ホームページ

(<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/index-true.html>)

→ 課・所のページ → 環境部 リサイクルプラザ
→ 生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度

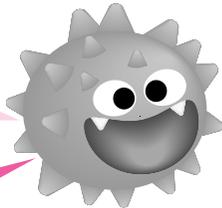
問い合わせ リサイクルプラザ 228-5306

問い合わせ先をご確認ください!!

環境部への問い合わせ先の誤りが多く見受けられます。特に、余熱利用施設（お風呂・プール）や粗大ごみの持ち込みに関する問い合わせ先を今一度ご確認ください。

施設に家庭ごみ（小動物死体を含む）を直接搬入する場合は右記のとおりです。土・日、祝休日及び年末年始は搬入できません。

分別して搬入してね。



川口市エコリサイクル推進事業所新規登録店

「エコリサイクル推進事業所」は、広く消費者に愛される環境に優しい店づくり、事業所づくりを広め、いっしょにごみ減量やリサイクルを推進する主旨で、市が認定、登録する制度です。

新規登録事業所に次の2事業所が認定されましたので、ご紹介します。

名称	所在地	電話	登録事項	事業内容
株式会社 大幸リパティ	川口市差間 2-11-23	291-2321	①②	総合建設業
有限会社 東武産興	川口市上青木西 1-18-21-801	257-4100	①②⑩	製紙原料卸売業・一般廃棄物収集運搬業

※登録事項欄には、エコリサイクルメニュー番号が記載されています。

①分別回収 ②リサイクル製品の利用 ③販売容器等の回収 ④リサイクル製品の販売 ⑤ごみ発生抑制型商品の販売 ⑥ごみ発生抑制型商品の流通 ⑦買換品回収サービス ⑧資源回収事業 ⑨再商品化事業 ⑩地域貢献 ⑪その他

なお、川口市エコリサイクル推進事業所制度の詳しい紹介を川口市ホームページに掲載しております。アドレス (<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/index-true.html>) → 課・所のページ → 環境部 廃棄物対策課 → 川口市エコリサイクル推進事業所制度にてご覧ください。

問い合わせ 廃棄物対策課 指導係 228-5370

◎リサイクルプラザ5F余熱利用施設（お風呂・プール）に関すること サンアール朝日 228-5303

◎ごみを直接搬入する場合の受付

	戸塚環境センター 295-0131	朝日環境センター 228-5300	リサイクルプラザ 228-5306
一般ごみ	9:00~11:30	9:00~11:30	×
有害ごみ	13:00~16:00	13:00~16:00	×
粗大ごみ	9:00~11:30 13:00~16:00	×	×
資源物	×	×	9:00~11:30 13:00~16:00
小動物死体	8:30~11:30 13:00~16:00	8:30~11:30 13:00~16:00	×

5307 ごみ問題で国際交流

～廃棄物総合管理セミナー～

in 川口市リサイクルプラザ

6月14日（月）、海外研修生が川口市リサイクルプラザを訪れました。今年で5回目になるこのセミナーは、独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催しており、開発途上国からの要望により廃棄物について総合的に学ぶ国際レベルの研修会の一環で、本市においては「廃棄物処理と市民協力」のテーマで8カ国（ジャマイカ、マーシャル諸島、モロッコ、シリア、東ティモール、イエメン等）の研修生と意見交換をしました。



内容は午前「川口市における市民啓発活動」の講義が行われ、午後は川口市クリーン推進員と市民環境会議スタッフ、前号で紹介したプラザ・サポーターとの意見交換（ごみやリサイクルに係る諸問題）及び施設見学を実施しました。海外研修生から市民（町会や自治会など）と行政のパートナーシップについての仕組みをぜひ見習いたいとの意見もあり、大変有意義なセミナーとなりました。

ごみまるストリート リサイクルプラザ3階の通り（廊下）の愛称が決定しました

リサイクルプラザの来館者のみなさんに3階の通り（廊下）の愛称を募集したところ、たくさんの応募がありました。選考の結果、鳩ヶ谷市に在住の小学生 加藤美咲さんの「ごみまるストリート」に決定しました。みなさんご協力ありがとうございました。

「ごみまるストリート」沿いには、

- ①「リサイクルショップ」
 - ②「リサイクル工房」
 - ③「リサイクルシアター」
- のほかに軽食コーナーなどがあります。遊びに来てね!

（リサイクルプラザ3階）





まち美化は地域の協力で



～まち美化に新たな協力団体～

「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」に基づく「川口市まち美化促進プログラム」に、新たな参加協力団体が市との合意に至り、平成16年7月1日より活動を開始しました。このプログラムは、協力団体が道路等の区域の定期的な清掃活動を行い、市が清掃用具の貸与、保険の加入、ごみの処理等を支援するもので、市と市民が二人三脚で街の美化を進めるものです。今回新たに加わった協力団体とその活動の様子は、写真のとおりです。今回の協力団体を含め、現在13団体が活動を行っています。



小谷場親和会 (タウンクリーン作戦)

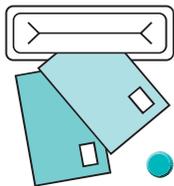
(南陸橋通り小谷場地区)



(株)ジャスト 川口営業所

(国道第122号線の一部)

問い合わせ 廃棄物対策課 まち美化係 TEL 228-5370



530 club

ごみまるくらぶ

あなたのご意見、ご感想をお待ちしております。

「ごみまるくらぶ」では、身近なごみ問題に関するご意見・ご提案などを募集しています。採用された方には、次号以降で紹介させていただき、「ごみまるグッズ」をプレゼントします。「ごみまるくらぶ係」あてにどしどしご応募ください。ごみまるイラストも送ってね。

貸し コーナー

元気な読者から
よせられた



安行原 ベンネーム まなさん(小学1年生)

編集後記

アテネオリンピックでは、日本人選手のメダルラッシュに沸きました。ぜひ、川口市も環境での“金メダル”が取れるよう正しくごみの分別をしていきましょう。それには何事も地道な日々の積み重ねが大事ですね。



PRESS 530 Vol. 54 (2004年10月1日発行)

編集・発行 川口市環境部リサイクルプラザ

〒332-0001 川口市朝日4丁目21番33号

TEL.048-228-5306 FAX.048-223-6480

リサイクルプラザホームページアドレス

<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/recycleplaza>



古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています。



環境に配慮し、大豆インクを使用しています。